

南連協による成人向けサービス合同説明会

不安や疑問を吹き飛ばせ 📽



南連協について

- 相模原市南区と隣接する中央区、座間市、大和市の一部において、障がいのある子ども達や成人の方に、福祉サービス提供をしている事業者の団体です。
- 南連協では、成人部会・こども部会に分かれて地域での サービス説明会や事業所間連携を図ったり、ホームページ や説明会を通じて情報発信を行っています。





目的及び事業

- 当法人は、相模原市南区と近隣市に居住する、障がいのある児童・成人の方々とそのご家族の方々の人権尊重・権利擁護を理念とし、関係する事業所等と、チームワーク理論の下、連携して地域ニードの開拓や調査・福祉サービス等の地域課題の解決を図ることを目的としその目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1)相模原市との協働事業として合同説明会を運営する事業
 - (2)障がいのある児童・成人の方々とそのご家族及び福祉事業を行う団体の職員への 研修事業
 - (3)前各号に附帯又は関連する事業!





活動の概要

■ 障がい児者福祉サービスの理解・啓発に関する活動や、事業者同士の情報交換・意見交換・支援展開相談を行っています。

その他、研修をともに行い、地域福祉の推進を協力しながら考えて行動に移しています。

- ■毎年、相模原市との協働事業をしています。 内容は、年長さんのおられるご家庭向けに、放課後等デイサービスのサービス内容などの説明と各事業所紹介を、合同説明会形式で年2回に分けて行っています。
- 実際のサービス利用方法を説明する等、各サービス提供事業者による事業所説明をします。





本日の説明会のタイトル

『人生の岐路に立つご本人とご家族のために、未来の選択肢にどのような事があるのかを、地域の社会資源である社会福祉事業者が説明し、不安や疑問を軽減する』





福祉サービスとは

- ■障がい福祉サービスとは、障害者の支援について定められている「障害者総合支援法」で決められている支援やサポートを行うサービスのことをいいます。
- 障がいがある方に向けて社会へ出るための能力や知識、技術を高める訓練を行ったり、日常生活でのお困りごとや就労に関する支援やサポートを行うサービスです。





障がい福祉サービスの種類

- ■障がい福祉サービスとは「障害者総合支援法」に基づいて提供されるサービスのことです。
- 障がい福祉サービスは主に「訓練等給付」と「介護給付」の2種類に分けられており、障害の程度や必要な支援やサポートの度合を考慮しながら給付決定が行われます。そして、給付決定に基づき利用したいサービスを選びます。





障がい福祉サービスの対象者

- ・18歳以上で下記の条件に該当する
 - •身体障害者
 - -知的障害者
 - -精神障害者(発達障害を含む)
- ・障害児

満18歳に満たない方で、身体・知的・精神に障害のある児童のこと。発達障害児も含まれます。

※障害児向けサービス(放課後等デイサービスや児童発達支援等)は、障害者総合支援法ではなく児童福祉法に基づき給付決定されます。

・難病患者

障害者総合支援法で指定される難病を指しています。日常 生活や社会生活に相当の制限が加わると認められる場合 に対象となります。





受給者証が必要

- 障害福祉サービスの利用には「障害福祉サービス受給者証」の交付が必要です。
- 障害者手帳がなくても、受給者証があれば障害福祉サービスを利用することができます。
- ■「障害者=障害福祉サービスが利用できる」のではなく、「障害福祉サービス受給者証の給付決定を受けた人=障害福祉サービスを利用できる」ということなのです。交付申請を行っておらず、給付決定を受けていない人は障害者でも障害福祉サービスを受けられない場合があります。手続きはお忘れなく!





注意

- ■支給決定は障害支援区分によって受けられるサービスが異なります
- ■障害福祉サービスは「訓練等給付」と「介護給付」の2種があるが、介護給付は「障害支援区分」によって受けられるサービスが異なるため注意が必要です。





障害支援区分とは?

- ■障害支援区分は、支援の必要度合いを1~6段階に分けた ものです。区分がつかない「区分なし」もあります。
- 支援の必要度合いには個人差があり、障害支援区分はあくまでも総合的な判断基準であって、訪問調査や医師の意見書に基づき、市区町村が認定します。
- 一部のサービスは支援区分がつかない「区分なし」でも利用 することができます。





介護給付 居宅介護 重度訪問介護 訪問系 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 短期入所 日中活動系 療養介護 生活介護 施設系

施設入所支援

訓練等給付

自立生活援助

共同生活援助

自立訓練 (機能訓練)

自立訓練 (生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援(A型)

就労継続支援(B型)

就労定着支援

居住支援系

訓練系・ 就労系



V



11

自立生活援助

- ・自立した日常生活を営むために必要な援助を行う サービス
- ・居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供および助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービスです。





共同生活援助(グループホーム)

- ・地域での少人数の共同生活を支援するサービス
- ・障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の 日常生活上の援助を行います。
- このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、 共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
- ・※ 平成26年4月より共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。

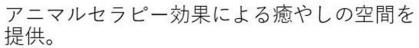




















自立訓練(機能訓練)

- ・リハビリとトレーニングで身体機能と生活能力向上を 目指すサービスです。
- ・身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
- ・このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、 家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決め て行い、障害のある方などの地域生活への移行を支援します。
- ・ 最長で24か月の利用となります。(24か月を超えて利用する場合は必要性を市区町村に認めてもらう必要があります)





自立訓練(生活訓練)

- ・地域生活への移行のために、ADLの訓練を行うサービスです。
- 知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
- ・このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障害のある方の地域生活への移行を支援します。
- ・ 最長で24か月の利用となります。(24か月を超えて利用する場合は必要性を市区町村に認めてもらう必要があります)



就労移行支援

- ・一般就職に向けて、様々な面からサポートするサービスです。
- ・就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
- ・このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本 人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。
- ・最長で24か月の利用となります。やむを得ない事情がある場合に限り、12か月の延長が認められることがあります。





ご利用者・卒業生とそのご家族から お喜びの声が続々と届いています。

利用者の声

10カ月利用 Yさん

毎日決まった時間に決まった場所へ通所をすることにより 生活リズムが安定しました。実際に働き始めて「勤怠の安定が 仕事の基本!!」ということを強く感じています。お蔭さまで現 在は、入社して無遅刻・無欠勤で勤務ができています。また、 実習を通して自分に合った仕事を見つけられ、今は優しい先 輩に囲まれ、ミスもありますが楽しく仕事ができています。



担当スタッフより

と自信が無く、スタッフへ不安を漏らしていました。

のでしょうか?」

色々な訓練に積極的にチャレンジ。「いつでも笑 顔で人と接することができる」という自分の強み に気付き、自信を持てるようになりました。これから も持ち前の素敵な笑顔を忘れずに長く働けるよう、 スタッフも全力でサポートしていきます!!

笑顔が素敵で、誰とでも気さくに接することがで

きるYさん。利用当初は、「自分にできる仕事がある

利用者の声

3カ月利用 Hさん

Cocorportに通う前、一年間一人で就職活動をしていたので すが、不採用通知をもらう度に心が委縮していき、とてもつらい 状況にありました。Cocorportは就活対策から就職後に役立 つことまで、とても充実していました。特に、様々なグループ ワークに参加することで、人と話をすることの苦手意識が、 徐々に小さくなって就職することができました。



点を置いてコミュニケーションプログラムに参加 しました。色々な方達との交流によって自信を回 復し、笑顔が増えていきました。就職セミナーで人 事担当者からスカウトされ、就職する事が出来ま した。就職して、4ヶ月過ぎた今も元気そうな声を **膝かせて下さるのが楽しみです。**

障がいの受容は出来ていた為、自信の回復に重

見学随時受付中!

週2回~OK! 無理なく自分のペースで始められます! まずは見学とご相談にいらして下さい。

Cocorport 本厚木駅前Office

見学予約&お問い合わせ

受付時間 9:00 ~ 18:00(月~土) 〒243-0018 神奈川県厚木市中町 3-6-13 神奈中厚木ビル1階



Cocorport 大和Office

見学予約&お問い合わせ

受付時間 9:00 ~ 18:00(月~土) 〒242-0017 神奈川県大和市大和東 2-5-12 小島ビル2階

046-259-5748



厚木市投所

城市協会

Cocorport 相模大野Office

見学予約&お問い合わせ

受付時間 9:00 ~ 18:00(月~土) 〒252-0303 神奈川県相模原市南区 相模大野 7-8-10 大塚ビル6F





Cocorport

町田駅前Office

見学予約&お問い合わせ

受付時間 9:00 ~ 18:00(月~土) 〒194-0013 東京都町田市原町田 1-1-3 ハイストーンビル402





メールでの見学予約&お問合せ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業者 株式会社 ココルポート

kengaku@cocorport.co.jp



Cocorport

株式会社ココルポート

障がい者の就職を支援する就労移行支援事業所

職場定着率

※一般就労のみ(2024年4月時点)

就職者数













就労継続支援A型

- ・「労働者」として働きながら一般企業への就職を目指 すためのサービス
- ・企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
- このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。







私たちと一緒に新しい環境へ 一歩踏み出してみませんか?

ブーケ

SENJU

食品製造

工場



・・・ご利用案内・・・

充実した社会生活を継続的に送るため、一人ひとりの個別支援計画を作成し、ニーズと課題の調整を行い、個人の能力に応じた支援プログラムに基づき、自己管理力・社会生活能力・作業能力・集団生活能力・等を高めるための支援を行っています。









物流





就労継続支援B型

- ・障害をもち、企業などに就労することが困難な人に対し、生産活動の機会を提供する事業所です。
- B型には年齢制限はありません。
- 雇用契約は結ばず、「利用者」として支援を受けながら働き、 工賃を得ます。
- ・このサービスを通じ、生産活動や就労に必要な知識や能力 が高まった人については就労継続支援(A型)や一般就労へ の移行をめざします。





























就労継続支援B型事業所



~ここで働くしあわせ~

□□ ここ(此処) ラボ ラボーロ (働く) *ラテンM シア しあわせ

「ココラボシア」には共同・協働を 意味する<mark>コラボ</mark>=コラボレーション が隠れています。











就労定着支援

- ・一般就労した障害者が、職場に定着して就労が続くようにサポートします。
- ・就労移行支援や就労継続支援、その他自立訓練のサービスなどを利用し企業に就職した人を対象に、職場に定着して就労が続くよう、継続的に本人とコミュニケーションをとって相談を受け、必要な対応を行う事業所です。本人の勤務先の事業主、本人の利用する障害福祉サービスの事業者、本人の通院する医療機関など関係先との連絡調整も含め、支援します。
- なお、就労から6カ月間は、就労移行支援などによるフォロー(職場定着支援)が行われることになっているため、就労開始7か月目から利用が出来ます。最長3年間の利用が可能です。





	介護給付
訪問系	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
日中活動系 施設系	短期入所
	療養介護
	生活介護
	施設入所支援

•

訓練等給付	
自立生活援助	居住支援系
共同生活援助	
自立訓練 (機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	訓練系· 就労系
就労移行支援	
就労継続支援(A型)	
就労継続支援(B型)	
就労定着支援	





>-

居宅介護

- 自宅で自立した生活をするためのケアプランの作成 やサービス調整
- ・介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。
- ・制度上「自宅(居宅)」とされる住宅型有料老人ホームや サービス付き高齢者向け住宅の利用者(入居者)も利用しま す。





重度訪問介護

- ・重い障害のある方の地域生活をサポートするサービス
- ・重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
- ・このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く 提供することで、常に介護が必要な重い障害がある方でも、在 宅での生活が続けられるように支援します。



同行援護

- 不安と不便を解消し、安心して出掛けるためのサービス
- ・移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の 援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際 に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
- ・単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。



行動援護

- ・障害のある方の安全と安心をサポートするサービス
- ・行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出 時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動 する際に必要な援助を行います。
- ・障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある方の社会参加と地域生活を支援します。









特定非営利活動法人 クライム

ヘルパーベースクライム 特定非認利活動法人 クライム 〒252-0226 神奈川県相模原市中央区陽光台 2-13-8

JR 相模線上溝駅 徒歩 14 分

TEL:042-776-8133

FAX:042-776-8158

Mail: helper-base@npoclimb.com



Web



重度障害者等包括支援

- ・最重度の障害のある方の地域生活を手厚くサポートするサービス
- ・常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
- このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。





短期入所(ショートステイ)

- ・もしもの時だけでなく、介護者の休息のためにも利用できるサービス
- ・自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行う ことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童 福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほ か、必要な介護を行います。
- ・このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)と しての役割も担っています。





療養介護

- 介護老人保健施設などに短期間入所してもらい介護する家族の負担軽減を図るサービス
- 介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所してもらい、 医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常 生活上の支援などを行うサービスです。
- ・一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり介護負担の軽減を図ることができます。
- ・また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。



生活介護

- ・入浴からリハビリ、相談・助言まで、幅広く提供するサービス
- ・障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
- ・このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。





おごはご 利用者でんほニメエル気候で達成してます。少人数でアットルームな事業所です。 特さら朝性があり優してからいも気づかい、途の合い実施あるれるとでもいい物理気の小、色々と作業やい きが動き上のこのごねでしています。

こんりことしています。/つかりを招い手を切りペーパーをかけ、変数ペライパーで組み立て、音を歩り このこ者後、ベンチ、竹とんぼ、ズフカスタンドキーカルターを作ったよ、椅子のカバー部/撤え、刀の

際に世を明明しました。たまにその経験的注意的では 後せ、

その他にモシャーバー相込作業しポスティンク作業を研算っています。







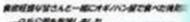
















皆でお思さはんをつくるよ





施設入所支援

- ・暮らしの場と生活上の支援を提供するサービス
- 施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
- ・生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等における サービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的 に支援します。







相談支援

- ・障害者や家族から相談を受け、アセスメントのうえ助言や情報提供、支援にかかる計画の作成、関係機関との連絡調整、モニタリングとフォローなどを行う事業所です。
- ・大きく分けて、①地域相談支援を提供する「一般相談支援事業所」と、②計画相談支援を提供する「特定相談支援事業所」の2種類があります。
- ・ なお、各市町村は、地域生活支援事業の一環として、あらゆる 困りごとに対応する"よろず相談"の「障害者相談支援事業」を 実施しています。この相談支援事業所では、サービス利用の有 無にかかわらず、障害者や家族等からの相談を受付ています。
- ・サービス利用にあたっては、相談支援事業者を利用するのが望ましいとされています。

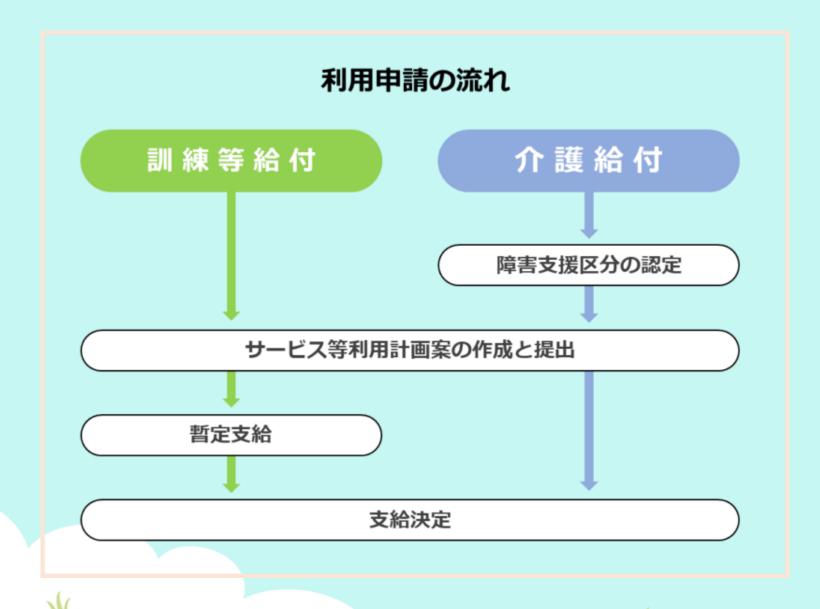


地域生活支援事業

- 市区町村と都道府県が独自に行うサービス
- ・障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。
- この事業は、障害のある方の福祉の増進を図るとともに、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することをめざします。
- ・全国的に多くの自治体で見られるサービスとしては、「移動支援事業」や「日中一時支援」などが見られますが、内容は自治体単位で作成しているため地域ごとに大きく異なる場合もあります。













ご清聴ありがとうございました。

アンケートのご協力、宜しくお願い致します。